

公安部

目次

- 第一 前回の要請事項の要旨
- 第二 前回の要請事項に対するその後の経過
- 第三 今回の優先要請事項

第一 前回の要請事項の要旨

公安当局とは前回面談の機会はございませんでしたが、前回の要請事項の要旨は、以下のようなものでした。

一 取締まりと刑事訴追の強化と関係行政機関との連携

要請 1

公安当局として、自ら職権を以ってまたは取締行政機関（特に工商行政管理局、版權局、税関など）と緊密に連携して模倣品取締案件を迅速かつ積極的に捜査し立件処理することを望みます。

二 被害者が相談しやすい環境整備

要請 2

- (1) 被害者が適切に情報提供や告発できるように、公安当局内に専用の窓口をつくって手続を簡明にし、アクセスしやすいようにしていただきたい。
- (2) 更に刑事手続に協力する者の安全の保障に配慮していただきたい。

第二 前回の要請事項に関するその後の経過

一 貴国の対応

2003年5月の国务院報告書では、模倣行為全般を適切に取り締まるために、関連法規を改正し、処罰を強化するべきことが提言されると共に、公安当局に対しより多く模倣品の取り締まりに介入するよう要請すべきことが提言されました。

二 前回要請事項についての改善の有無

- 1. 行政当局と公安当局との連携に関しましては、前回の要請以降、次のような事例が報告されており、改善の兆候が認められます。
 - (A) 広州市公安局、広州市質量技術監督局の連携による模倣電池に対する2件の摘発がありました。
 - (B) 広東公安局、深セン公安局、深セン市模倣防止局の連携による、模倣DVD/VCDプレーヤの大規模な摘発がありました。
 - (C) 広東省汕頭市公安局、工商行政管理局、質量技術監督局の連携で電池模倣ラベルが大量に摘発されました。但し、刑事訴追はラベルのみであったためか訴追はありませんでした。
 - (D) 山東省AICから類似商標侵害として公安へ移管された例がありました。
 - (E) 重慶市工商局が摘発し迅速に公安に移管、連携により権利侵害者に刑事罰が課さ

れました。

2. しかしながら、公安当局による取締りの強化に関して改善が認められた事例は報告されておらず、また、被害者が相談しやすい環境整備に関しましても、改善されたとする事例は報告されていません。従って、全体としては、前回要請事項に関して改善が認められたとはいえない状況です。

第三 今回の優先要請事項

今回は、日本企業にとって、現段階で特に喫緊の課題である再犯者対策に関する要請を優先的要請事項とします。

1 再犯者対策の必要性

貴国の知的財産侵害事件の顕著な傾向として再犯の頻発があります。実際日本側の調査でも、前回の要請以後の1年未満の短期間の調査で、再犯の被害にあったとの報告が調査対象会社の約10%ありました。また、再犯者に対する処分が十分であるとは思われないとの調査結果が多くありますので、これに対する効果的対策が必要です。

公安当局が知的財産権侵害行為の取り締まりを厳格化することが、再犯の防止のための最も効果的な対策であることは明らかであり、日本企業も公安当局の活動に対し大きな期待を寄せています。

2 具体的要請事項

(1) 相談窓口の設置

前回要請において公安当局内に専用の相談窓口の設置をお願いしております。相談窓口の設置は、刑事訴追についての日本企業への情報提供及びそれに伴う確かな告訴のために重要であると同時に、日本企業としては、関係当局による対応に問題がある場合の相談窓口としての機能することを期待しています。例えば、A I C、P S Bによる3回の摘発でも再犯を続ける業者に対して、証拠を集めて刑事告訴したが、検察局に却下された事例が報告されていますが、これらの場合に公安当局が日本企業の相談窓口として機能することによって、知的財産権侵害事件に対する徹底した取り締まりが可能となるものと考えます。

また、市や省レベルの公安当局に相談してもどうしても解決しない時は、どうしたら良いか手続きを明確にしていきたいと思えます。

(2) 地方関係部局への徹底

地方保護主義による事件の棚上げ、取り締まり遅延等の問題は依然として解消されているとはいえません。適正な取り締まり、刑事訴追を行なうよう、地方関係部局への指導を徹底していただきますようお願いいたします。

(3) 告訴における処分結果の権利者への通知

告訴における処分結果が権利者に開示されることは、再犯の予防や再犯の場合の迅速かつ確かな対処に資するものです。この点については、次のような評価すべき事例も報告されています。告訴における処分結果の権利者への開示を更に積極的に行なっていただきますようお願いいたします。

(A) 摘発した X 社に対し、4 社共同で刑事告訴した結果、同年内に、X 社社長に対し虚偽粗悪商品生産販売罪で懲役、罰金の判決結果の連絡を受けた。

(4) 刑事訴追基準の緩和

また、刑事訴追基準（「経済犯罪の刑事訴追基準に関する規定（最高人民法院、公安部、2001.4.18）不法出版物の刑事事件において具体的な法律を適用する若干の問題に関する解釈（最高人民法院 1998.12.17）」）は、それ自体が厳格であるために、下記のように再犯者が刑事訴追を逃れてしまう事例も生じています。刑事訴追基準それ自体の緩和にもご尽力いただきますようお願いいたします。

(A) 過去 3 回の再犯にあいながら、摘発回数だけではなかなか受理されないのが実情であるといわれ、押収量が足りずに刑事処罰を断念した事例

(B) 3 度目の摘発時には、同一住所・同一責任者の会社でありながら、別会社を設立していたため、刑事処罰を断念した事例

以上